

別紙 4

松江市工事成績評定点通知公表規程

(目的)

第1条 この規程は、松江市建設工事成績評定要領（以下「評定要領」という。）第6条から第9条に関する事項について定める。

2 説明請求等に関する手続きについては、松江市入札及び契約の手続き、工事成績評定並びに指名停止等措置に係る苦情処理要領（平成20年4月1日施行、以下「苦情処理要領」という。）による。

(評定点の通知)

第2条 評定要領第6条及び第7条に基づく通知は、工事成績評定通知書（様式第2号）による。

2 前項の通知には、項目別評定点表（様式第4号）を添付する。

(説明請求)

第3条 評定要領第8条第1項に基づく説明請求は、説明請求書（様式第5号）による。

(説明請求に対する回答)

第4条 評定要領第8条第2項に基づく回答の処理は、回答書（様式第6号）による。

2 財政部長は、評定要領第8条第2項に基づく回答をする場合、松江市工事成績評定評価委員会に意見を求めることができる。

3 前項の松江市工事成績評定評価委員会は、別紙5に定める規程に基づき設置するものとする。

(再説明請求)

第5条 評定要領第8条第3項に基づく説明請求は、苦情処理要領に定める再苦情申立書（参考様式）による。

(再説明請求に対する回答)

第6条 評定要領第8条第4項に基づく回答の処理は、苦情処理要領に定める回答書（様式1）による。

(評定点の公表)

第7条 評定要領第9条に基づく公表は閲覧によることとし、閲覧に供する期間は工事完成年度を含め2年度とする。

(雑則)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は財政部長が別に定める。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。